

**ドローン測量クラウドサービス
「くみき」**

利用約款

Ver 1.0 (2017年12月)

株式会社スカイマティクス

目次

第1章 総則	4
第1条 (利用約款の目的と適用)	4
第2条 (定義)	4
第3条 (通知)	5
第4条 (利用約款の変更)	5
第5条 (権利義務譲渡の禁止)	5
第6条 (合意管轄)	5
第7条 (準拠法)	5
第8条 (協議等)	5
第2章 契約の締結等	5
第9条 (利用約款の遵守)	6
第10条 (契約の成立)	6
第11条 (認定利用者による利用)	6
第12条 (契約内容の変更通知と地位承継)	7
第13条 (一時的な中断、提供停止及び再開)	7
第14条 (本サービスの開始日と利用期間)	7
第15条 (最低利用期間)	7
第16条 (契約者からの利用契約の解約)	7
第17条 (当社からの本サービスの停止、制限または利用契約等の解除)	8
第18条 (不可抗力等)	8
第19条 (契約終了後の処理)	8
第3章 サービス	9
第20条 (本サービスの種類と内容)	9
第21条 (知的財産権)	9
第22条 (本サービスの変更)	9
第23条 (本サービスの提供区域)	9
第24条 (無保証)	9
第25条 (サポートサービス)	9
第26条 (再委託)	10
第4章 利用料金	10
第27条 (本サービスの利用料金、利用料金に含まれる対象、算定方法等)	10
第28条 (消費税)	10
第29条 (利用料金の支払義務)	10
第30条 (遅延利息)	
第31条 (無料トライアル)	
第5章 契約者の義務等	10
第32条 (測量用無人航空機の安全な使用)	11
第33条 (自己責任の原則)	11
第34条 (本サービス利用のための設備設定・維持)	11
第35条 (ユーザID及びパスワード)	11
第36条 (当社の情報管理及びデータの取り扱い)	12
第37条 (利用権の許諾)	12
第38条 (禁止事項)	12
第39条 (認定利用者の遵守事項等)	13

株式会社スカイマティクス ドローン測量クラウドサービス「くみき」利用約款

第40条	(認定利用者が利用契約等に違反した場合の措置)	14
第6章	当社の義務等	14
第41条	(善管注意義務)	14
第42条	(本サービス用設備等の障害等)	14
第7章	秘密情報等の取り扱い	14
第43条	(秘密情報の取り扱い)	14
第44条	(個人情報の取り扱い)	15
第8章	損害賠償等	15
第45条	(当社の損害賠償の制限)	15
第46条	(免責)	16
第47条	(契約者の損害賠償)	17
第48条	(アプリケーションサービスレベル)	17
第49条	(指定及び推奨設備)	17
別紙1.	第20条(本サービスの種類と内容)、第25条(サポートサービス)関係	18

利用約款

第1章 総則

第1条 (利用約款の目的と適用)

1. 株式会社スカイティクス（以下「当社」という。）は、この利用約款（以下「利用約款」という。）に基づき、利用約款第2条に定義されるサービス（以下「本サービス」という。）を、同条に定義される契約者への提供について定めるものとします。契約者は、利用約款に同意した上で、当社より提供される本サービスを利用するものとします。
2. 当社及び契約者は、本サービスを提供または利用するために、個別の利用契約（以下「個別利用契約」という。）を締結します。
3. 利用約款と個別利用契約の規定が異なる場合は、個別利用契約の規定が利用約款に優先して適用されるものとします。

第2条 (定義)

利用約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

- (1) 本サービス
利用約款に基づき当社が契約者に提供する別紙1所定のサービス
- (2) 契約者
利用約款への同意及び利用契約を当社と締結し、本サービスの提供を受ける法人、団体、組合及び個人等
- (3) 利用者
契約者に所属する従業員等であって、契約者が利用者登録を行った個人
- (4) 利用契約
利用約款に基づき当社と契約者との間に締結される本サービスの提供に関する契約
- (5) 利用契約等
利用約款及び個別利用契約
- (6) 最低利用期間
契約者が選択した契約プランに定められた期間
- (7) 契約者設備
本サービスの提供を受けるため契約者等が設置する無人航空機、コンピュータ、電気通信設備並びにその他の機器及びソフトウェア
- (8) 本サービス用設備
本サービスを提供するにあたり、当社が設置するコンピュータ、電気通信設備並びにその他の機器及びソフトウェア
- (9) 本サービス用設備等
本サービス用設備及び本サービスを提供するために当社が電気通信事業者より借り受ける電気通信回線
- (10) 消費税等
消費税法及び同法に関連する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額その他契約者が支払に際して負担すべき公租公課
- (11) ユーザID
契約者とその他の者を識別するために用いられる符号
- (12) パスワード
ユーザIDと組み合わせて、契約者とその他の者を識別するために用いられる符号
- (13) 認定利用者
当社が契約者の関連会社（契約者と出資、人事、資金または技術等に関する継続的な関係を有する会社）、取引先（仕入先もしくは得意先その他契約者と継続的な契約関係を有する者）または契約者と本サービスを共同利用する第三者と認定し、利用約款に基づき本サービスの利用を承諾した契約者及び利用者以外の者

株式会社スカイマティクス ドローン測量クラウドサービス「くみき」利用約款

- (14) 契約者等
契約者、利用者及び認定利用者
- (15) 利用者等
利用者及び認定利用者
- (16) 測量用無人航空機
当社が販売又は貸出をする空中からの撮影を主たる目的とした無人航空機
- (17) アップロードデータ
契約者等が本サービスにアップロードした画像等のデータ
- (18) 生成データ
本サービスを利用して、当社が生成したデータ
- (19) ダウンロードデータ
本サービスの各機能にて、画像データ、CSVデータ等の個別にダウンロードしたデータ
- (20) サービスプラン
本サービスの提供にあたり、当社が定める有料利用プランから契約者が選択するプラン

第3条 (通知)

1. 当社から契約者等への通知は、利用契約等に特段の定めのない限り、通知内容を電子メール、書面、本サービス内のお知らせ、または当社のホームページに掲載する等、当社が適当と判断する方法により行うものとします。
2. 前項の規定に基づき、当社から契約者等への通知を電子メールの送信、本サービス内のお知らせ、または当社のホームページへの掲載により行う場合には、契約者等に対する当該通知は、それぞれ電子メールの送信またはホームページへの掲載がなされた時点から、その効力を生じるものとします。

第4条 (利用約款の変更)

1. 当社は、契約者の事前の承諾を得ること無く、当社の都合により利用約款を独自に改訂することがあります。その場合、利用約款の内容変更後、当社から通知した時点で改訂後利用約款に同意したものとし、利用約款の改訂は有効となるものとします。
2. 約款が変更された後のサービスに係る提供条件は、改訂後の利用約款に拠るものとします。

第5条 (権利義務譲渡の禁止)

1. 契約者は、あらかじめ当社の書面による承諾がない限り、利用契約等上の地位、利用契約等に基づく権利または義務の全部または一部を第三者に対し譲渡、貸与してはならないものとします。

第6条 (合意管轄)

1. 利用契約等に関連して契約者と当社の間で生じた一切の紛争につき、東京地方裁判所をもって第一審専属管轄裁判所とします。

第7条 (準拠法)

1. 利用契約等の成立、効力、履行及び解釈に関する準拠法は、日本法とします。利用契約等の各条項のうち、何らかの条項が有効とされない法域での本サービスの利用は、当社の書面での承諾がない限り、一切許諾されません。

第8条 (協議等)

1. 利用契約等に規定のない事項及び規定された項目について疑義が生じた場合には、両当事者は誠意を持って協議の上解決することとします。
2. 利用契約等のいずれかの部分が無効である場合でも、利用契約等全体の有効性には影響がないものとし、かかる無効の部分については、当該部分の趣旨に最も近い有効な規定を無効な部分と置き換えるものとします。

第2章 契約の締結等

第9条 (利用約款の遵守)

1. 本サービスは、契約者等が利用約款を遵守することを条件として利用できるものとします。契約者は契約者等本サービスを利用することとなる全ての者が利用約款を遵守することを保証し、契約者等本サービスを利用することとなる全ての者による本サービスの利用行為につき、一切の責任を負うものとします。
2. 利用約款に同意した契約者は、当社に対し以下の事項について遵守することとします。
 - (1) 契約者は、契約者等が無条件に利用約款の全ての条項に拘束されていることを受け入れ、これに同意していること。また、契約者は、契約者等がこれに拘束されていることを確保するために必要なあらゆる措置を講じていること。
 - (2) 契約者は、第4条の規定に基づき、定期的に利用約款の変更を確認するものとし、その変更があった場合において、契約者等が本サービスの使用を継続した時には、当該変更の認識の有無にかかわらず、契約者等はかかる変更に拘束されていることを受け入れ、これに同意したとみなされること。

第10条 (契約の成立と更新)

1. 利用契約は、本サービスの利用申込者が、当社所定の利用登録を申請し、当社が承諾した時点で成立するものとします。なお、本サービスの利用申込者は、利用約款の内容、当社による事前審査の実施（当社指定の第三者への情報開示を含む）及び事前審査で申込拒否の場合の理由の非開示を承諾の上、かかる登録を行うものとし、本サービスの利用申込者が登録を行った時点で、当社は、本サービスの利用申込者が利用約款の内容、当社による事前審査の実施（当社指定の第三者への情報開示を含む）及び事前審査で申込拒否の場合の理由の非開示を承諾しているものとみなすものとします。
2. 当社は、前項の利用登録に基づき、事前審査を実施することができるものとします。事前審査の結果、本サービスの利用申込者が次の各号のいずれに該当する場合には、利用申込を拒否する権利を留保します。
 - (1) 本サービスに関する金銭債務の不履行、その他利用契約等に違反したことを理由として利用契約を解除されたことがある場合
 - (2) 利用登録に虚偽の記載、誤記があった場合または記入もれがあった場合
 - (3) 利用登録の内容が最新でない、正確性または完全性にかけていると当社が判断した場合または合理的に判断される場合
 - (4) 利用約款の義務を怠るおそれがあると当社が判断した場合
 - (5) 申込者が本サービスを利用することで当社または本サービスの信用を毀損するおそれがあると当社が判断した場合
 - (6) 本サービスの提供の他、当社の業務遂行上著しい支障があると当社が判断した場合
 - (7) リバースエンジニアリング目的、模倣目的、盗用目的、その他本サービスの調査が目的であると当社が判断した場合または合理的に判断される場合
 - (8) 金銭債務その他利用契約等に基づく債務の履行を怠るおそれがある場合
 - (9) 法令に違反しまたは公序良俗に反する態様であると認められる場合
 - (10) 犯罪的・反社会的行為及び犯罪的・反社会的行為に結びつく行為もしくはそのおそれがあると認められる場合、犯罪的・反社会的な組織・勢力との関係があると認められる場合、または自身が反社会的勢力である旨もしくは関係団体・関係者が反社会的勢力である旨を伝える等した場合
 - (11) 自らまたは第三者を利用して、当社に対して、詐術、暴力的行為または脅迫的言辞を用いるなどをした場合
 - (12) その他当社が不適当と判断した場合

第11条 (認定利用者による利用)

1. 契約者は、当社所定の方法により予め承諾した場合、認定利用者により本サービスを利用させることができるものとします。この場合、契約者は、認定利用者による利用を契約者の利用と

みなされることを承諾するとともに、かかる利用につき一切の責任を負うものとします。

第12条（契約内容の変更通知と地位承継）

1. 契約者は、その商号もしくは名称、本店所在地もしくは住所、連絡先、利用者その他利用登録の契約者に係る事項に関し、常に正確、最新かつ完全な状態に保つ義務があります。かかる事項に変更がある場合は、当社指定の方法により変更予定日の10営業日以内に届け出るものとします。
2. 契約者は、合併・分割・事業譲渡等により地位の承継等が生じた場合、かかる承継等があった日から、10営業日以内に当社指定の方法にて届け出るものとします。
3. 当社は、契約者が前項に従った届出を怠ったことにより契約者が届出の不到達その他の事由により損害を被った場合であっても、一切責任を負わないものとします。
4. 当社は、契約者から前項の届出があった場合、その契約者またはその契約者の申込内容の同一性及び継続性が認められないと当社が判断した場合、契約者としての地位の承継等を認めない場合があります。
5. 当社は、契約者から前項の届出があった場合、かかる届出のあった事実を証明する書類の提出を求めることができるものとします。

第13条（一時的な中断、提供停止及び再開）

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、契約者への事前の通知または承諾を要することなく、自らの判断で本サービスの提供を中断、制限する措置を取ることができるものとします。
 - (1) 本サービス用設備等の故障により緊急的に保守を行う場合
 - (2) 本サービス用設備の保守・工事・改修等、運用上または技術上の理由でやむを得ない場合
 - (3) 当社の契約先である電気通信事業者等のサービスが中断され本サービスの提供を行うことが困難な場合
 - (4) 当社が本サービスの運用の全部または一部を中断することが望ましいと判断した場合
 - (5) その他天災地変等不可抗力により本サービスを提供できない場合
2. 当社は、本サービス用設備等の定期点検またはシステムメンテナンスを行うため、契約者に事前に通知の上、本サービスの提供を一時的に中断できるものとします。
3. 当社は、契約者が第17条（当社からの本サービスの停止、制限または利用契約等の解除）第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約者への事前の通知または催告を要することなく本サービス提供の全部または一部の停止等を行うことができるものとします。
4. 当社は、前各項に定める事由のいずれかにより本サービスを提供されなかったことに起因して契約者等またはその他の第三者が損害を被った場合であっても、一切責任を負わないものとします。
5. 当社は、本条第1項に定める事由が解消されたと判断した場合に、契約者への事前の通知または承諾を要することなく、自らの判断で本サービスを再開させることができます。

第14条（本サービスの開始日と利用期間）

1. 本サービスの開始日は、当社が契約者等に本サービスを利用するためのユーザIDとパスワードを当社所定の方法により発行した日とします。
2. 本サービスの利用期間は、契約者が契約した契約内容に定める通りとします。

第15条（最低利用期間）

1. 本サービスの最低利用期間は、サービスプランに定める通りとします。
2. 契約終了後契約者が本サービスの利用の継続を希望する場合、当社が定める手段によって契約の継続を行うことができます。
3. 前項により本サービスの利用を継続した契約者の利用契約の有効期間は、本条第1項の規定を準用するものとします。

第16条 (契約者からの利用契約の解約)

1. 契約者は、第15条で定める利用期間中、原則として契約者の都合により途中で解約することはできないものとします。
2. 契約者は、利用期間満了前に途中解約を希望する場合、当社所定の書類を提出する等の方法によって、解約希望日の60日前までに当社または販売店にその旨を通知し、途中解約料金を一括して支払うことにより解除することができるものとします。
3. 途中解約料金は最低利用期間の利用料金とします。

第17条 (当社からの本サービスの停止、制限または利用契約等の解約)

1. 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、本サービスに係る契約の目的を達することができないと認めた場合、契約者への事前の通知または催告を要することなく、契約者等の利用資格を停止、制限もしくは取り消し、本サービス提供の全部もしくは一部の停止もしくは制限、または利用契約等の解約を行うことができるものとします。その場合、かかる停止等は、当社より契約者に通知された時点をもって効力を生じるものとします。
 - (1) 第10条2項(事前審査)に定める事項に該当すると判明した場合
 - (2) 利用料金または遅延損害金等につき、支払期日を経過しても支払が履行されない場合
 - (3) 利用料金または遅延損害金等につき、支払停止または支払不能となった場合
 - (4) 差押え、仮差押えもしくは競売の申立があった場合または公租公課の滞納処分を受けた場合
 - (5) 破産、清算、会社更生手続開始もしくは民事再生手続開始、その他これらに類似する倒産手続開始の申立があった場合または信用状態に重大な不安が生じた場合
 - (6) 監督官庁から営業許可の取消、停止等の処分を受けた場合
 - (7) 利用契約等に違反し当社がかかる違反の是正を催告した後合理的な期間内に是正されない場合第38条に定める禁止事項に違反した場合
 - (8) 解散、減資、営業の全部または重要な一部を第三者に譲渡する等の決議をした場合
 - (9) 利用期間満了日となった場合
 - (10) 利用契約等に違反する行為で、当社の業務の遂行または本サービス用設備に支障を及ぼしもしくは及ぼすおそれがある行為をした場合
 - (11) 利用契約等を履行することが困難となる事由が生じた場合
 - (12) 犯罪的・反社会的行為及び犯罪的・反社会的行為に結びつく行為もしくはそのおそれがあると認められる場合、犯罪的・反社会的な組織・勢力との関係があると認められる場合、または自身が反社会的勢力である旨もしくは関係団体・関係者が反社会的勢力である旨を伝える等した場合
 - (13) 自らまたは第三者を利用して、当社に対して、詐術、暴力的行為または脅迫的言辞を用いる等をした場合
 - (14) その他当社が不相当と判断した場合
2. 契約者は、前項による利用契約等の解除があった時点において未払いの利用料金等または支払遅延損害金がある場合には、当社が定める日までにこれを支払うものとします。
3. 契約者は、本条各項のいずれかに該当した場合は、当然に期限の利益を喪失し、一切の金銭債務を直ちに弁済するものとします。

第18条 (不可抗力等)

1. 天災地変、戦争、暴動、内乱、政府、地方公共団体の規制、法令の改正など当社の責に帰すことのできない事情等不可抗力により本サービスの全部または一部を提供できない場合、本サービスの全部または一部を中止するものとし、中止日をもって本サービスの全部または一部を解除することができるものとします。
2. 不可抗力等により本サービスの全部または一部を中止する場合、当社は債務不履行とはみなされないものとします。

第19条 (契約終了後の処理)

1. 契約者は、利用契約等が終了した場合、本サービスの利用にあたって当社から提供を受けた

機器、ソフトウェア及びそれらに係る全ての資料等（かかるソフトウェア及び資料等の全部または一部の複製物を含む。以下同じ。）を利用契約等の全部または一部が終了した時点で、当社所定の方法で直ちに当社に返還するものとします。

第3章 サービス

第20条（本サービスの種類と内容）

1. 当社が一般的に提供する本サービスの種類及びその内容は、別紙1に定めるとおりとします。
2. 契約者は以下の事項を了承の上、本サービスを利用するものとします。
 - (1) 第46条（免責）第1項各号に掲げる場合を含め、本サービスに当社に起因しない不具合が生じる場合があること
 - (2) 当社に起因しない本サービスの不具合については、当社は一切その責を免れること
 - (3) 第24条（無保証）各項に掲げる事項について当社は一切保証しないこと
3. 次の事項については、利用契約等において、明示的に追加されている場合を除き、契約者へ提供されないものとします。
 - (1) ソフトウェア及びハードウェア等装置に関する障害対応等
 - (2) 本サービスに係るデータの内容、変更等に関する問合せ

第21条（知的財産権）

1. 本サービスに関する著作権及びその他一切の知的財産権は、当社に帰属します。
2. 本サービスに関する著作権及びその他一切の知的財産権は、著作権法及びその他の知的財産権に関する法律並びに条約によって保護されます。
3. 契約者は、利用契約等に基づいて、本サービスを利用することができるものであり、本サービスに関する著作権及びその他一切の知的財産権を取得するものでないことを承諾します。

第22条（本サービスの変更）

1. 本サービスの具体的内容は、契約者等の事前の承諾を得ることなく、当社の判断で合理的な範囲且つ必要に応じて適宜変更されるものとします。利用契約等に明示的な規定のない限り、新たなサービスまたは機能の削除・提供は、全て契約等で定める条件に準じて行われるものとします。
2. 当社は、本サービスの機能及び形態について随時変更、（一時的もしくは永久的な）停止、中止、一定の制限を設けることによるアクセス制限を行うことができるものとしますが、それに起因する損害について、当社は、契約者等または他の第三者に対していかなる責任も負わないものとします。

第23条（本サービスの提供区域）

1. 本サービスの提供区域は、利用契約等で特に定める場合を除き、日本国内に限定されるものとし、本サービスが全ての地域で利用可能であることを当社が認めるものでないものとします。
2. 当社は、当社の判断により、いかなる者、地域もしくは国に対して、サービスの提供を制限する権利を留保するものとします。

第24条（無保証）

1. 本サービスを利用することによって、関連法規が遵守されること、または業務効率及び業務内容の改善されることを当社が保証するものではありません。関連法規の遵守、業務効率及び業務内容の改善については、契約者等が自らの責任において行うものとし、その効果について当社は一切の責任を負わないものとします。
2. 本サービスを提供するための各種機能は、何時いかなる場合でも、その作動を保証するものではありません。設備の故障、誤動作、その他不具合等によりデータの記録や閲覧ができなかった場合においても、当社は一切の責任を負わないものとします。
3. 契約者は、契約者等が本サービスにおいて提供、伝送するデータ等について、自らの責任で同一

株式会社スカイマティクス ドローン測量クラウドサービス「くみき」利用約款

のデータ等をバックアップとして保存しておくものとし、当社にかかるデータ等の保管、保存、バックアップ等に関して、一切責任を負わないものとします。

第25条 (サポートサービス)

1. 当社は、別紙1に定めるサポートサービスについて、利用契約に基づき契約者に対して提供するものとします。

第26条 (再委託)

1. 当社は、契約者に対する本サービスの提供に関して必要となる業務の全部または一部を当社の判断にて第三者に再委託することができます。この場合、当社は、かかる再委託先（以下「再委託先」という。）に対し、第43条(秘密情報の取扱い)及び第44条（個人情報の取扱い）のほか当該再委託業務遂行について、利用契約等所定の当社の義務と同等の義務を負わせるものとします。

第4章 利用料金

第27条 (本サービスの利用料金、利用料金に含まれる対象、算定方法等)

1. 本サービスの利用料金（利用料金に含まれる対象、算定方法等含む）はサービスプランの通りとします。
2. サービスプランについては、当社が定める手段によってサービスプラン変更の手続きをするものとします。

第28条 (消費税)

1. 契約者が当社に対して利用料金等を支払う場合において消費税が配賦されるときは、その支払いに要する額は当該料金等の額に消費税を加算した額とします。

第29条 (利用料金の支払義務)

1. 契約者は、本サービスの利用料金及びこれにかかる消費税等を、次の各号のいずれかの方法で当社に支払うものとします。なお、次の各号の支払に必要な振込手数料その他の費用は、契約者の負担とします。
 - (1) 請求書により決済する場合、当社からの請求書に従い、請求書発行後30日以内に当社指定の金融機関に支払うものとします。
 - (2) クレジットカードにより決済する場合、当該クレジット会社の定める振替日に契約者指定の口座より引き落としされるものとします。
 - (3) その他当社が定める支払方法により、当社が指定する期日までに支払うものとします。
2. 契約者が第27条に従いサービスプランを変更し、サービスの利用料金が高額になる場合、当該サービスプランの変更は、変更手続きが完了した時点から適用されるものとします。この場合、当社は、契約者に対して、変更手続きが完了した当日から当該月の末日までの利用料金の差額を請求できるものとします。
3. 契約者が第27条に従いサービスプランを変更し、サービスの利用料金がより低額になる場合、当該サービスプランの変更は、1)変更手続きの完了日が毎月5日以前である場合においてはその翌月から、2) 変更手続きの完了日が毎月5日以降である場合においてはその翌々月から適用されるものとします。
4. 契約者が本約款に定める支払を完了しない場合、当社は、第13条（一時的な中断、提供停止及び再開）第3項の定めに従い、本サービスの提供を停止することができるものとします。
5. 利用期間中において、第13条(一時的な中断、提供停止及び再開)に定める本サービスの提供の中断、停止その他の事由により本サービスを利用することができない状態が生じたときであっても、契約者は、当該利用期間中の利用料金及びこれにかかる消費税等の支払義務を負うものとします。
6. 契約者は利用約款に基づく債務を当社に対する債権をもって相殺することはできないものとします。

株式会社スカイマティクス ドローン測量クラウドサービス「くみき」利用約款

7. 契約者が利用期間内に、第16条（契約者からの利用契約の解約）に従って解約通知を行った場合でも、既に当社に支払われた第15条（最低利用期間）の利用料金は理由の如何を問わず返金されないものとします。尚、利用契約の契約後、契約者に割賦残金がある場合、契約者は速やかに割賦残金を当社に支払うものとします。
8. 当社が第17条（当社からの本サービスの停止、制限または利用契約等の解約）に従い、本サービスの停止、制限または利用契約の解約を行った場合でも、既に当社に支払われた利用料金は理由の如何を問わず返金されないものとします。
9. 支払に際して、契約者と金融機関との間で利用料金の決済をめぐって紛争が発生した場合、契約者が自らの責任と負担で解決するものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。

第30条（遅延利息）

1. 契約者が、本サービスの利用料金その他の利用約款に基づく債務につき、所定の支払期日が過ぎても履行しない場合、契約者は、所定の支払期日の翌日から支払日の前日までの日数に、年14.6%の利率で計算した金額を延滞利息として、本サービスの料金その他の債務と一括して当社が指定する期日までに当社の指定する方法により支払うものとします。
2. 前項の支払に必要な振込手数料その他の費用は、契約者の負担とします。

第31条（無料トライアル）

1. 契約者は、当社が設定し、所定の手続きを経ることにより本サービスを無料で利用できることがあります。この無料にて本サービスを利用できる期間を「無料トライアル期間」というものとします。
2. 当社は、無料トライアル期間有効期間満了日の前日までに契約者がサービスプランの選択手続を実施した場合、契約者のID、パスワード、及び無料トライアル期間中のデータ等を引き継ぐものとします。
3. 契約者がサービスプランの選択手続を実施しない場合、無料トライアル期間満了を持って本サービスの利用を終了するものとします。

第5章 契約者の義務

第32条（無人航空機の安全な使用）

1. 契約者等は、無人航空機を運航させるに当たり、航空法を遵守するものとします。
2. 契約者等は、無人航空機を運航させる時には、事前に運航計画を立案し、無人航空機運航の安全性を確保するものとします。

第33条（自己責任の原則）

1. 契約者は、本サービスの利用に伴い、第三者（認定利用者含、国内外不問）に対して損害を与えた場合、または第三者からクレーム等の請求がなされた場合、自己の費用と責任をもって処理、解決するものとします。契約者が本サービスの利用に伴い、第三者から損害を被った場合、または第三者に対してクレーム等の請求を行う場合においても同様とします。
2. 本サービスを利用して契約者等が提供または伝送するデータ・情報については、契約者の責任で提供されるものであり、当社はその効果または内容等についていかなる保証も行わず、また、それに起因する損害についていかなる責任も負わないものとします。
3. 契約者は、契約者等がその故意または過失により当社に損害を与えた場合、当社に対して、かかる損害の賠償を行うものとします。

第34条（本サービス利用のための設備設定・維持）

1. 契約者は、自己の費用と責任において、当社が定める条件にて第2条（定義）に定義される契約者設備を設定し、契約者設備及び本サービス利用のための環境を維持するものとします。
2. 契約者は、本サービスを利用するにあたり自己の費用と責任をもって、電気通信事業者等の電気通信サービスを利用して契約者設備及び本サービス用設備をインターネットを介して接

続するものとします。

3. 前項に定めるインターネット接続または本サービス利用のための契約者設備に不具合がある場合、当社は契約者等に対して本サービスの提供の義務を負わないものとします。

第35条 (ユーザID及びパスワード)

1. 契約者は、利用者等に対して利用契約に基づきユーザID及びパスワードを開示する場合を除き、第三者に開示、貸与、共有、譲渡、名義変更、売買または質入しないとともに、第三者に漏洩することのないよう厳重に管理するものとします。ユーザID及びパスワードの管理不備、使用上の過誤、第三者の使用等により契約者自身及びその他の者が損害を被った場合、当社は一切の責任を負わないものとします。
2. 第三者が契約者のユーザID及びパスワードを用いて本サービスを利用した場合、当該行為は契約者の行為とみなされるものとし、契約者はかかる利用についての利用料金の支払その他の債務一切を負担するものとします。また、当該行為により当社が直接的または間接的損害を被った場合には、契約者は当該損害を補填するものとします。ただし、当社の故意または過失によりユーザID及びパスワードが第三者に利用された場合はこの限りではありません。
3. 契約者は、ユーザID及びパスワードの盗難があった場合、ユーザID及びパスワードの失念があった場合、またはユーザID及びパスワードが第三者に利用されていることが判明した場合、直ちに当社にその旨連絡するとともに、当社からの指示がある場合、これに従うものとします。
4. 前項に定める義務違反、ユーザID及びパスワードの管理不備、使用上の過誤、第三者への漏洩、第三者の使用またはパスワード変更義務を怠ったこと等による損害等の一切の責任は契約者が負うものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。

第36条 (当社の情報管理及びデータの取り扱い)

1. 当社は、利用登録記載の情報が、本サービス用設備から情報漏洩することがないように、商業的に合理的な範囲内で努力するものとします。
2. 当社は、契約者等が本サービスにおいて提供、登録、保存及び伝送するデータ、本サービスでの一切の行為並びにその結果等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等何らの保証も行わず、その責任を負わないものとします。
3. 契約者は、他の契約者等当社以外の当事者との間の、本サービスに関する紛争等については、自己の責任で解決するものとし、当社または当該紛争当事者以外の第三者に対して何らの損害等を与えないものとします。
4. 利用契約に基づき当社がデータ等のバックアップに関するサービスを提供する場合を除き、当社はかかるデータ等の保管、保存及びバックアップ等に関し、一切責任を負わないものとします。
5. 当社は、契約者等から本サービスにおいて提供、登録、保存及び伝送されたデータ並びに情報が以下の事項に該当すると判断した場合、かかるデータ及び情報を削除できるものとします。
 - (1) 利用約款第38条(禁止事項)に規定する禁止行為を行った場合
 - (2) 提供、登録、保存及び伝送されたデータ並びに情報等の容量が所定の容量または当社所定の保存日数を超過した場合
 - (3) その他本サービスの運用上当社が削除の必要があると判断された場合

第37条 (利用権の許諾)

1. 契約者等が本サービスに知的財産権を保有するデータをアップロード、保存、送信した場合、契約者等はアップロード後もそのデータに対して知的財産権を保有するものとします。
2. 当社はアップロードデータについて使用、保存、複製、派生物の作成、公開、配布を行うことができるものとします。本条項は契約者等が本サービスを停止した場合でも、有効に存続するものとします。
3. 本サービスで契約者等がアップロードしたコンテンツから当社が生成したデータ(生成デー

タ)に関する一切の権利は当社に帰属するものとします。契約者等は本契約に定める条件の範囲内で、生成データのダウンロード、変更、削除、利用、改変、配布を行うことができるものとします。

4. 前項のデータは、当社の判断により、当社の業務提携先、パートナー、業務委託先等に対して契約者等の事前の承諾なく開示できるものとします。
5. 契約者等は、前項記載の範囲内で生成データを配布、貸与または譲渡する場合には、「©スカイマティクス」等、当社が著作権を有する旨を表示するものとします。

第38条 (禁止事項)

1. 契約者等は本サービスの利用に関して、以下の行為を行わないものとします。
 - (1) 本サービス用設備の目的外使用または危険な使用、関連機器の不適切な使用
 - (2) 当社または第三者の著作権、商標権などの知的財産権その他の権利を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
 - (3) 製品表示、著作権表示またはその他の注意文言あるいは専有権に基づく制限事項を抹消する行為
 - (4) 再使用許諾、貸与、第三者に対する研修
 - (5) リバースエンジニアリング、逆アSEMBル、逆コンパイルする行為、または第三者にそれらを行わせる行為
 - (6) 本サービスのベンチマークテストの結果を第三者に開示する行為
 - (7) 他者もしくは当社の財産もしくはプライバシーを侵害する行為または侵害するおそれのある行為
 - (8) 当社の営業や本サービスの運営を妨げるまたは当社や本サービスの信用を毀損する行為
 - (9) 本サービスの内容や本サービスにより利用し得る情報を改ざんまたは消去する行為
 - (10) 利用約款に違反して、第三者に本サービスを利用させる行為または不正に利用する行為
 - (11) 当社または第三者に不利益を与える行為またはそのおそれがある行為
 - (12) 他者を差別もしくは誹謗中傷し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為
 - (13) 詐欺等の犯罪に結びつくまたは結びつくおそれがある行為
 - (14) わいせつ、児童ポルノまたは児童虐待にあたる画像、文書等を送信または掲載する行為
 - (15) 無限連鎖講を開設し、またはこれを勧誘する行為
 - (16) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為
 - (17) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信または掲載する行為
 - (18) 無断で第三者に広告、宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為、または第三者が嫌悪感を抱く、もしくはそのおそれのあるメール(嫌がらせメール)を送信する行為
 - (19) 電気通信事業者設備、第三者の設備または本サービス用設備等の利用もしくは運営に過大な負荷を生じる行為、支障を与える行為、または与えるおそれのある行為
 - (20) その他法令に違反し、または違反のおそれがある行為
 - (21) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様・目的でリンクをはる行為
 - (22) その他当社が不適切であると判断する行為として別途契約者等に通知した行為
2. 契約者は、前項各号のいずれかに該当する行為がなされたことを知った場合、または該当する行為がなされるおそれがあると判断した場合は、直ちに当社に通知するものとします。
3. 当社は、本サービスの利用に関して、契約者等の行為が第1項各号のいずれかに該当するものであることまたは契約者等の提供した情報が第1項各号のいずれかの行為に関連する情報であることを知った場合、事前に契約者に通知することなく、本サービスの全部または一部の提供を一時停止し、または第1項各号に該当する行為に関連する情報を削除することができるものとします。ただし、当社は、契約者等の行為または契約者等が提供または伝送する(契約者の利用とみなされる場合も含みます。)データ・情報を監視する義務を負うものではありません。

第39条 (認定利用者の遵守事項等)

1. 第11条(認定利用者による利用)の定めに基づき、当社が、認定利用者による本サービスの利用を承諾した場合、契約者は、認定利用者との間で、次の各号に定める事項を含む契約を別に締結し、認定利用者にこれらの事項を遵守させるものとします。
 - (1) 認定利用者は、利用約款の内容を承諾した上、契約者と同様にこれらを遵守することとします。
 - (2) 契約者と当社間の利用約款が理由の如何を問わず終了した場合は、認定利用者に対する本サービスの提供も自動的に終了し、以降認定利用者は本サービスを利用できないこととします。但し、当社と認定利用者との間で別途合意がなされた場合には、この限りではありません。
 - (3) 認定利用者は、第三者に対し、本サービスを利用させないこととします。
 - (4) 本サービスの提供に関して当社が必要と認めた場合には、契約者が、当社に対して、必要な範囲で、認定利用者から事前の書面による承諾を受けることなく秘密情報を開示することができること、また、当社は第26条(再委託)所定の再委託先に対して、再委託のために必要な範囲で、契約者から事前の書面による承諾を受けることなくかかる秘密情報を開示することができることとします。かかる秘密情報の開示を受けた場合、当社は利用約款に定める秘密情報と同等の管理を行う義務を負うものとします。
 - (5) 認定利用者は、請求原因の如何を問わず、本サービスに関して当社に損害賠償請求等の請求を含め、一切の責任追及を行うことができないことを承諾するとともに、当社に対して一切の責任追及を行わないこととします。
2. 契約者は、当社から受領した本サービスに関する通知その他の連絡事項に関し、認定利用者に対し、可及的速やかに伝達するものとします。

第40条 (認定利用者が利用契約等に違反した場合の措置)

1. 第11条(認定利用者による利用)の定めに基づき、当社が、認定利用者による本サービスの利用を承諾した場合において、認定利用者が、第39条(認定利用者の遵守事項等)第1項各号所定の条項に違反した場合、契約者は、すみやかに当該違反を是正させるものとします。
2. 認定利用者が、第39条(認定利用者の遵守事項等)第1項各号所定の条項に違反した日から所定期間(7日間)経過後も当該違反を是正しない場合、当社は、次の各号に定める措置を認定利用者へ事前に通知することなく講ずることができるものとします。
 - (1) 当該認定利用者に対する本サービスの提供を停止すること
 - (2) 当社と契約者の間の利用約款の全部または一部を停止すること

第6章 当社の義務等

第41条 (善管注意義務)

1. 当社は、本サービスの利用期間中、善良なる管理者の注意をもって本サービスを提供するものとします。ただし、利用契約に別段の定めがあるときはこの限りでないものとします。

第42条 (本サービス用設備等の障害等)

1. 当社は、本サービス用設備等に障害があることを知ったときは、遅滞なく契約者にその旨を当社が定める方法にて通知するものとします。
2. 当社は、本サービス用設備に障害があることを知ったときは、遅滞なく本サービス用設備を修理または復旧するものとします。
3. 当社は、本サービス用設備等のうち、本サービス用設備に接続する当社が借り受けた電気通信回線について障害があることを知ったときは、当該電気通信回線を提供する電気通信事業者に修理または復旧を指示するものとします。
4. 上記のほか、本サービスに不具合が発生したときは、契約者及び当社はそれぞれ遅滞なく相手方に通知し、両者協議のうえ各自の行うべき対応措置を決定し、それらを可及的速やかに適用するものとします。

第7章 秘密情報等の取り扱い

第43条 (秘密情報の取り扱い)

1. 契約者及び当社は、本サービス遂行のため相手方より提供を受けた技術上または営業上その他業務上の情報のうち、相手方が特に秘密である旨あらかじめ書面で指定した情報で、提供の際に秘密情報の範囲を特定し、秘密情報である旨の表示を明記した情報（以下「秘密情報」という。）及び利用契約等の内容を第三者に相手方の書面による承諾なく開示または漏洩しないものとします。ただし、相手方からあらかじめ書面による承諾を受けた場合及び次の各号のいずれかに該当する情報についてはこの限りではありません。
 - (1) 秘密保持義務を負うことなく既に保有している情報
 - (2) 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
 - (3) 相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報
 - (4) 利用契約等に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報
 - (5) 本条に従った指定、範囲の特定や秘密情報である旨表示がなされず提供された情報
2. 前項の定めにかかわらず、別紙1において定める秘密情報については、前項に定める秘密である旨の指定、範囲の特定、表示がなされたものとみなします。
3. 前1項及び2項の定めにかかわらず、契約者及び当社は、秘密情報のうち法令の定めに基づきまたは権限ある官公署からの要求により開示すべき情報を、当該法令の定めに基づく開示先または当該官公署に対し開示することができるものとします。この場合、契約者及び当社は、関連法令に反しない限り、当該開示前に開示する旨を相手方に通知するものとし、開示前に通知を行うことができない場合は開示後すみやかにこれを行うものとします。
4. 秘密情報の提供を受けた当事者は、当該秘密情報の管理に必要な措置を十分に講ずるものとします。
5. 秘密情報の提供を受けた当事者は、相手方より提供を受けた秘密情報を本サービス遂行目的の範囲内で使用し、本サービス遂行上必要な範囲内で秘密情報を化体した資料等（以下「資料等」という。）を複製または改変（以下「複製等」という。）することができるものとします。この場合、契約者及び当社は、当該複製等された秘密情報についても、本条に定める秘密情報として取り扱うものとします。なお、本サービス遂行上必要な範囲を超える複製等が必要な場合は、あらかじめ相手方から書面による承諾を受けておくものとします。
6. 本条第1項乃至第5項の規定にかかわらず当社が必要と認めた場合には、第26条（再委託）所定の再委託先に対し、再委託のために必要な範囲で、契約者から事前の書面による承諾を受けることなく秘密情報を開示することができます。ただしこの場合、当社は再委託先に対して、本条に基づき当社が負う秘密保持義務と同等のものを負わせるものとします。
7. 秘密情報の提供を受けた当事者は、相手方の要請があったときは資料等（本条第5項に基づき相手方の承諾を得て複製、改変した秘密情報を含む。）を相手方に返還し、秘密情報が契約者設備または本サービス用設備に蓄積されている場合はこれを完全に消去するものとします。
8. 本条の規定は、本サービス終了後、3年間有効に存続するものとします。

第44条 (個人情報の取り扱い)

1. 契約者及び当社は、本サービス遂行のため相手方より提供を受けた営業上その他業務上の情報に含まれる個人情報の保護に関する法律に定める個人情報を、本サービス遂行目的の範囲内でのみ使用し、第三者に開示または漏洩しないものとするとともに、個人情報に関して個人情報の保護に関することを含めた所轄関連法令を遵守するものとします。
2. 個人情報の取り扱いについては、第43条（秘密情報の取り扱い）第3項乃至第7項の規定を準用するものとします。
3. 契約者が利用者の個人情報を本サービスに入力する場合には、契約者の責任で利用者本人の同意を取得して行うこととします。当該入力行為の結果として生ずる利用者の個人情報に関連した一切の法的主張や法的行為につき、契約者は契約者の費用と責任で対応し、当社に一切迷惑をかけないものとします。かかる法的主張や法的行為の結果、当社が損害を被った場合には、契約者はかかる損害を当社に賠償する義務を負うものとします。

4. 法令に違反しない限りにおいて、当社は自己の判断に基づき、電子メールアドレスなどの個人情報をダイレクトメールなど契約者または利用者に有益と思われる用途に振り向けて使用できるものとします。
5. 当社が契約者に対する本サービスの提供に伴って、契約者が取得する個人情報については、契約者が善良な管理者としてかかる個人情報の取得、保護及び管理等を行うものとし、かかる個人情報の取得、保護及び管理等に伴い利用者に損害が発生した場合には、当社に故意または重過失ある場合を除き当社は一切の責任を負わないものとします。
6. 本条の規定は、本サービス終了後も有効に存続するものとします。

第8章 損害賠償等

第45条（当社の損害賠償の制限）

1. 債務不履行責任、不法行為責任、その他法律違反等に伴う請求原因の如何を問わず、本サービスまたは利用契約等に関して、当社が契約者に対して負う損害賠償責任の範囲は、当社の責に帰すべき事由によりまたは当社が利用契約等に違反したことが直接の原因で契約者に現実に発生した通常の損害に限定され、損害賠償の額は以下に定める額を超えないものとします。ただし、契約者の当社に対する損害賠償請求は、契約者による対応措置が必要な場合には契約者が第42条（本サービス用設備等の障害等）第4項などに従い対応措置を実施したときに限り行えるものとします。なお、当社の責に帰することができない事由から生じた損害、当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益について当社は賠償責任を負わないものとします。
 - (1) 当該事由が生じた月の前月末日から初日算入にて起算して、過去12ヶ月間に発生した当該本サービスに係わる料金の平均月額料金（1ヶ月分）
 - (2) 当該事由が生じた月の前月末日から初日算入にて起算して本サービスの開始日までの期間が1ヶ月以上ではあるが12ヶ月に満たない場合には、当該期間（1月未満は切捨）に発生した当該本サービスに係わる料金の平均月額料金（1ヶ月分）
 - (3) 前各号に該当しない場合には、当該事由が生じた日の前日までの期間に発生した当該本サービスに係わる料金の平均日額料金（1日分）に30を乗じた額
2. 契約者は、当該請求をなし得ることとなった日から1ヶ月以内に当該請求をしなかったときはその権利を失うものとします。
3. 当社は、前項による損害賠償を、相当額の本サービスの提供または本サービス利用期間の延長をもって代えることができるものとします。
4. 本サービスまたは利用契約等に関して、当社の責に帰すべき事由によりまたは当社が利用契約等に違反したことにより認定利用者に損害が発生した場合について、当社は前項所定の契約者に対する責任を負うことによって認定利用者に対する一切の責任を免れるものとし、認定利用者に対する対応は契約者が責任をもって行うものとします。

第46条（免責）

1. 本サービスまたは利用約款に関して当社が負う責任は、理由の如何を問わず前条の範囲に限られるものとし、当社は、以下の事由により契約者等に発生した、本サービスの利用に関して被った利益の喪失、データ損失にかかる損害、財産的損害、信用損害、間接損害、付随的損害、特別損害その他一切の損害については、明示、黙示を問わず、債務不履行責任、不法行為責任、その他の法律違反等に伴う請求原因並びに理由の如何を問わず、何ら賠償の責任を負わないものとします。
 - (1) 天災地変、騒乱、暴動、テロ等の不可抗力
 - (2) 契約者設備の障害または本サービス用設備までのインターネット接続サービスの不具合等契約者の接続環境の障害
 - (3) 本サービス用設備からの応答時間等、インターネット接続サービスの性能値に起因する損害
 - (4) 当社が第三者から導入しているコンピュータウィルス対策ソフトについて、かかる第三者からウィルスパターン、ウィルス定義ファイル等を提供されていない種類のコンピュータウィルスの本サービス用設備への侵入

株式会社スカイマティクス ドローン測量クラウドサービス「くみき」利用約款

- (5) 善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない本サービス用設備等への第三者による不正アクセスもしくはハッキングまたは通信経路上での傍受もしくは盗聴
 - (6) 当社所定の手順またはセキュリティ手段等を契約者等が遵守しないことに起因して発生した損害
 - (7) 本サービス用設備のうち当社の製造に係らないソフトウェア(OS、ミドルウェア、DBMS)またはデータベースに起因して発生した損害
 - (8) 本サービス用設備のうち、当社の製造に係らないハードウェア(サーバ、外部記憶装置、ネットワーク機器他)に起因して発生した損害
 - (9) 電気通信事業者の提供する電気通信役務の不具合に起因して発生した損害
 - (10) 刑事訴訟法第218条(令状による差押え・捜索・検証)、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の定めに基づく強制の処分その他裁判所の命令もしくは法令に基づく強制的な処分
 - (11) 当社の責に帰すべからざる事由による納品物の搬送途中での紛失等の事故
 - (12) 再委託先の業務に関するもので、再委託先の選任・監督につき当社に過失などの帰責事由がない場合
 - (13) 当社指定及び推奨の設備を含む契約者設備の不具合
 - (14) その他当社の責に帰すべからざる事由
2. 当社は、契約者等が本サービスを利用することにより契約者と第三者との間で生じた紛争等について一切責任を負わないものとします。

第47条 (契約者の損害賠償)

1. 契約者は、利用者に本サービスを利用させるにあたり、契約者の責任において利用約款の遵守を保証するものとします。利用者等が利用契約等を違反し、当社が直接的または間接的な損害を被った場合には、当社は契約者に対し当該損害賠償を請求することができるものとします。

第48条 (アプリケーションサービスレベル)

1. 当社は、努力目標として別途当社が契約者に提示するサービスのレベル(以下「アプリケーションサービスレベル指標」)の基準を満たすよう、商業的に合理的な努力を払って本サービスを提供するものとします。
2. 当社は、利用契約等に基づく本サービスの内容を変更しない範囲で、アプリケーションサービスレベル指標を随時変更できるものとし、当社指定日をもって変更後のアプリケーションサービスレベル指標が適用されるものとします。
3. アプリケーションサービスレベル指標は、本サービスに関する当社の努力目標を指標として定めたものであり、アプリケーションサービスレベル指標に記載するサービスレベル指標値を下回った場合でも当社は損害賠償その他いかなる責任も負わないものとします。
4. アプリケーションサービスレベル指標は、利用契約等で除外されている一切のサービス及び免責事項に起因して生じた一切の問題には適用されません。

第49条 (推奨設備)

1. 当社は本サービスの利用のために必要または適した契約者設備を利用約款、別紙1に定めるものとします。
2. 契約者が、前項に定める以外の設備(ハードウェア・ソフトウェア等)を用いたときは、当社が提供する本サービスの全部または一部を受けられないことがあります。ただし、指定および推奨ハードウェア・ソフトウェアの使用は、当社の本サービスの利用を保証するものではありません。

別紙1. 第20条（本サービスの種類と内容）、第25条（サポートサービス）関係

本サービスの種類及び内容は以下のとおりとします。

本サービスの種類及び内容

1. 本サービスの種類及び内容は以下のとおりとします。
 - (1) 契約者等が無人航空機で撮影した画像について、当社が指定した条件でアップロードされたデータから点群データ、オルソ画像、DSMを生成し、各種計測、データのダウンロードを行うことを可能とするウェブ上で提供するクラウドサービス
 - (2) 上記に付随して提供するサポートサービス
 - (3) 上記に付随して提供するコンサルティングサービス
 - (4) 上位に付随して提供する機体レンタルサービス
2. 本サービス利用可能時間
 - (1) 24時間365日
3. 当社営業時間
 - (1) 9:00～17:30 ※土日祝日、年末年始、当社所定の休暇を除く
4. 契約者設備
 - 1) アップロードデータの要件
Exifに以下の情報が記載されたJPEGファイル
GPSLatitudeRef:北緯(N) or 南緯(S)
GPSLatitude:緯度(数値)
GPSLongitudeRef:東経(E) or 西経(W)
GPSLongitude:経度(数値)
GPSAltitude:高度(数値)
座標系 : EPSG:4326
 - 2) 対応インターネットブラウザ
Google Chrome、Microsoft Edge
 - 3) 動作環境
windows7/windows 10
メモリ : 4GB以上

macOS Sierra 10.12.6 以上
メモリ : 8GB以上
5. 本サービス詳細
 - (1) 当社Web、取扱説明書、及びアプリケーションサービスレベル指標に記載の通り
 - (2) サポートサービス
当社がサポートサービスを提供する場合、サービスの内容は以下のとおりとします。
 - 1 クラウドサービスの利用方法及び障害復旧に関する質問への回答及び助言
 - 2 当社が提供する機器の利用方法、故障に関する質問への回答及び助言
 - ・ サービス窓口（連絡先）
電話 : 03-6262-7661
メール : kumiki-support@skymatix.co.jp
 - ・ サービス時間
電話受付 : 9:00～17:30（土日祝日、年末年始、当社所定の休暇を除く）

株式会社スカイマティクス ドローン測量クラウドサービス「くみき」利用約款

メール受付：24時間365日

6. 秘密情報

当社は、第43条（秘密情報の取り扱い）第2項の定めに基づき、以下の情報を秘密情報として取り扱うものとします。

- (1) ユーザIDに関連する契約者等の顧客情報

7. アプリケーションサービスレベル指標

種別	サービスレベル	設定
可用性	サービス時間	Web上で提供するサービス：24時間365日 サポートサービス： 9:00～17:30（土日祝日、年末年始、当社所定の休暇を除く）
	計画停止	メンテナンスやバージョンアップ等の為、計画停止を行います。計画停止は年間60時間以内とし、可能な限り夜間に行います。但し、合理的な理由から早朝、日中帯で行う可能性もございます。
	計画停止予告案内	5営業日前までに電子メール、書面、本サービス内のお知らせ、または当社のホームページに掲示し、案内致します。
	緊急停止	セキュリティ危殆化等のやむを得ない場合は計画停止とは別途の緊急停止がありえます。また、当社は合理的な努力をもって管理を行い欠陥や障害に備えますが、本サービス用設備にやむを得ない故障や欠陥が認められた場合、サービスを停止する場合がございます。
	サービス稼働率	99.0%以上 ※上述の計画停止時間を含みます。
	アップデート	アップデートは都度当社が必要と判断した場合、実施します。また、ネットワーク環境によってアップデートに時間を要する場合があります。
信頼性	平均復旧時間	システム障害における平均復旧時間を下記の通りとします。 1. クラウドサービス障害 ・サーバは冗長化多重化されており、サービスの復旧は1時間以内に行われます。 ・障害前後でログインセッションが失われ、再ログインが必要になる可能性がございます。 ・障害発生時に入力中のデータが失われる可能性がございます。 2. 複合障害 ・複合障害が万一発生した場合には平均24時間以内にサービスを復旧致します。